

<主な改正内容>

高知県農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、関係様式等を改正するもの

1. 補助要件に「県税に滞納がないこと」を追加（第6条第10号他）

- ・補助条件に以下を追加

県税に滞納がないこと

- ・申請書等に以下を追加

県税の滞納がないことまたは、県税の納税義務がないことを証明する書類（市町村を除く）

県税の納税義務がある（滞納がない）場合：納税証明書（県税の滞納がないことを証明できる書類）

県税の納税義務がない場合：本人（代表者）からの申立書